



## ■ 目次

SECがIFRSに関する円卓会議を主催  
SECの諮問委員会が財務報告改善のための最終勧告を提出  
SECが開示を目的とした企業ウェブサイト利用に関するガイダンスを提供  
PwCが財務報告改善のためのインタラクティブ・データ利用のSEC提案に回答  
PwCが内部統制の報告およびコミュニケーションのためのASB基準に対する見解を提供  
FASBが非営利組織の保有する寄付基金の報告に関する最終ガイダンスを公表  
その他のFASB関連記事

---

## ■ SECがIFRSに関する円卓会議を主催

今週、米証券取引委員会(SEC)は国際財務報告基準(IFRS)および最近の信用危機の期間におけるIFRSと米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(US GAAP)の相対的パフォーマンスについて議論する円卓会議を主催しました。IFRSが、課題はあるにせよ、最近の市況の背景に対しよく機能したことに参加者達は概ね合意しました。パネリストの間では、IFRSはコンバージョンのベネフィットがそのコストを超過する、正しい方向性へのステップであるという全体的な合意がもたれました。

DataLine 2008-17では、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)がこの円卓会議のハイライトおよび議論のキーポイントをまとめています。より多くの議論が行われた二つのトピックスは以下の通りです：

- 連結: IFRSによるガイダンスにいくつかの課題が提示されたが、多くの人々はIFRSがUS GAAPよりも取引の経済的実体をより健全かつ透明性高く報告していると感じた
- 公正価値会計: 公正価値会計基準の適用は、IFRSにおいてもUS GAAPにおいても、作成、開示、特定の公正価値モデルの監査に関する課題を提示しつづけている

SECからUS GAAPからIFRSへの移行ロードマップに関して具体的なタイムテーブルは発表されませんでした。

▼ DataLine 2008-17は、CFODirect Network のメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=THUG-7HASXG&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

---

## ■ SECの諮問委員会が財務報告改善のための最終勧告を提出

SECは2007年に財務報告の改善に関する諮問委員会を創設し、米国の財務報告システムにおける不必要な複雑性の減少と投資家にとって財務報告をもっと理解し易くすることを目的とした勧告の作成を委託しました。

8月1日、当該委員会はSECに最終報告書を提出しました。この報告書には以下の5つの主要領域における財務報告改善に着目した25の勧告が含まれています。

- 会計的誤謬について明らかに重要性が低いのでない限り迅速に修正し開示することに重点を置いた、修正再表示および会計的判断に関するガイダンスの明確化。当該委員会では、前期の財務諸表は現在の投資判断にお

いて重要性の高い誤謬のみが修正されるべきだと考えています。

- SECに提出される情報の有用性向上 (アニュアル・レポートに新しいエグゼクティブ・サマリーの記載を義務付けることやデータのタグ化などによる)
- 財務会計基準審議会(FASB)や財務会計協会(FAF)における投資家層代表者の増員による会計基準設定プロセスの強化
- 新会計基準の実質的な構成の改善 (明確な目的の提示、オフバランスシート会計基準の改善、同一取引に対する代替的な会計的取扱いの制限などによる)
- 解釈指針等の範囲の明確化 (US GAAP成文化の完成、FASBIに幅広い会計問題への対応を主導させてSECには主として登録企業特有の問題に当たらせるなど)

▼ この報告書に関するより詳細な情報は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

- プレスリリース <http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-166.htm>
- 最終報告書 <http://www.sec.gov/about/offices/oca/acifr/acifr-finalreport.pdf>

---

## ■ SECが開示を目的とした企業ウェブサイト利用に関するガイダンスを提供

SECは、公開企業が投資家への情報提供ツールとしてウェブサイトを作成する際における証券法遵守のための新しいガイダンスを公表しました。解釈リリースの形式で公表されたこの新ガイダンスは財務報告改善のためのSEC諮問委員会の勧告を受けて作成されました。具体的には、当該委員会はSECが情報伝達のためのウェブサイト利用に関連する法的問題やその他の課題についての追加的ガイダンスを提供することによってウェブサイト利用を促進すべきであると勧告していました。

このSECの解釈リリースでは以下の4つの主要トピックを取り扱っています。

- Regulation FD において企業ウェブサイト上の情報はいつ「公表された」とみなされるか
- 自社のウェブサイト上の情報 (過去に掲載された情報、第三者情報に対するハイパーリンク、要約情報およびインタラクティブ・ウェブサイトのコンテンツなど) についての企業の責任
- そのような情報に関する望ましい統制および手続のタイプ (企業ウェブサイトに掲載された情報は、通常サーベンス・オクスレー法関連の統制および手続の適用対象ではないことの明確化を含む)
- 印刷適性ではなく読みやすさに重点を置いた (他の規則により印刷に適した形式の情報を要求されない限りにおいて) 企業ウェブサイトに掲載された情報の形式

▼ この解釈リリースの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/interp/2008/34-58288.pdf>

---

## ■ PwCが財務報告改善のためのインタラクティブ・データ利用のSEC提案に回答

PwCは「財務報告改善のためのインタラクティブ・データ」に関するSECの規則案についてコメントレターを公表しました。PwCは、投資家に提供される情報の利用可能性を拡充し改善するというSECの目的を支持します。PwCは機能強化された財務報告が財務情報のスピードと有用性を向上させることに同意します。拡張可能ビジネス・レポーティング言語 (XBRL) の導入は、より有効かつ効率的なレポーティングの達成における重要なステップですが、PwCはこのコメントレターの中で、義務化への準備、関連する責任規定の説明の明確化の必要性、信頼性への配慮などのいくつかの懸念事項を強調しています。また、XBRL形式の情報への監査人の関与に関する見解も提供しています。

▼ PwCのコメントレターの全文は、CFODirect Network のメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7H8JY2&SecNavCode=ASPP-4MMPCR&ContentType=Content>

---

## ■ PwCが内部統制の報告およびコミュニケーションのためのASB基準に対する見解を提供

今週、PwCはAICPAの監査基準審議会(ASB)の以下の内部統制に関する基準案について、コメントレターを提出しました。

- **SSAE草案「財務諸表の監査と統合された企業の財務報告に係る内部統制の検査」**

PwCは、米国の非公開企業の統合監査に適用されることになるこのSSAE草案における定義およびガイダンスと、公開企業会計監視委員会(PCAOB)の監査基準第5号「財務諸表監査と統合される財務報告に係る内部統制の監査」(AS 5)の定義およびガイダンスとを整合させようとするASBの試みを支持します。PwCは、このSSAE草案の公表により、非発行体の監査と統合された財務報告に係る内部統制の高品質な検査が促進されると考えています。PwCのコメントレターの全文は、CFODirect Network のメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7H8JT4&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>

- **SAS草案「監査において識別された内部統制上の問題のコミュニケーション」**

PwCは、公開企業会計監視委員会(PCAOB)の監査基準第5号「財務諸表監査と統合される財務報告に係る内部統制の監査」(AS 5)での財務報告における内部統制上の「不備」の定義、そして国際監査基準(ISA)第265号「内部統制の不備のコミュニケーション」における「重要な不備」という用語の定義とを整合させようとするASBの試みを支持します。しかし、全般的な支持を表明する一方で、PwCはASBに対し、重大な不備および重要な欠陥についてのコミュニケーションに関する補完的統制の影響に関するガイダンスをさらに明確化し強化することを提言しています。PwCはこのコミュニケーション基準に従って監査人が実施しなければならない作業と、監査人が有効に運用されている内部統制に基づいて実証手続を設計しようとする場合に実施しなければならない作業との違いについて潜在的な誤解を防ぐためにさらなる明確化が必要だと考えています。PwCのコメントレターの全文は、CFODirect Network のメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7H8JW8&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>

---

## ■ FASBが非営利組織の保有する寄付基金の報告に関する最終ガイダンスを公表

8月6日、FASBはFASB職員意見書(FSP) No. FAS 117-1を公表しました。これは制定された統一機関基金ブルーデント・マネジメント法(UIPFMA)の適用対象となる組織が保有する、寄贈者が制限する寄付基金に関連する純資産およびその寄付基金によって発生した投資収益の分類に関するガイダンスを提供するものです。また、このFSPは、UPMIFAの適用対象とはならない組織を含む、すべての組織に対して寄贈者および取締役会が指定した追加的な開示を義務付けています。

このFSPは2008年12月15日より後に終了する会計年度から適用となります。

▼ このFSPの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.fasb.org/pdf/fsp\\_fas117-1.pdf](http://www.fasb.org/pdf/fsp_fas117-1.pdf)

## ■ その他のFASB関連記事

**会議の議事録:** FASBの以下の会議議事録CFODirect Networkのメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。

- 7月23日の会議: FASBはリースおよび廃止事業に関する議論を行いました。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7H8K3Z&SecNavCode=ASPP-4MMP8M&ContentType=Content>
- 7月30日の会議: FASBは6月11日の会議における、FASB基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」およびFASB解釈指針第46号(改訂)「変動持分事業体の連結」の適用日および修正案の移行措置に関する暫定的合意事項の再検討を議論しました。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7H8KLP&SecNavCode=ASPP-4MMP8M&ContentType=Content>

**プロジェクトの更新:** FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 廃止事業の報告  
[http://fasb.org/project/discontinued\\_operations.shtml](http://fasb.org/project/discontinued_operations.shtml)
- 収益認識  
[http://fasb.org/project/revenue\\_recognition.shtml](http://fasb.org/project/revenue_recognition.shtml)
- 資本的性格を有する金融商品  
[http://fasb.org/project/fi\\_with\\_characteristics\\_of\\_equity.shtml](http://fasb.org/project/fi_with_characteristics_of_equity.shtml)
- リース  
<http://fasb.org/project/leases.shtml>
- 非営利組織による合併と買収  
<http://fasb.org/project/nfp.shtml>

**Weekly Action Alert:** Action Alert No. 08-32は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://fasb.org/action/aa080708.shtml>

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.